

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護重要事項説明

(事業の目的)

第1条 サンキ・ウエルビィ株式会社（以下「事業者」とします。）が開設する、サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター呉（以下「事業所」とします。）が行なう（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」とします。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」とします。）の提供に当たる事業所の介護支援専門員、看護職員、介護職員その他の従業者（以下「サービス従業者」とします。）が、居宅において要支援及び要介護状態にある者（以下「利用者」とします。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が要介護及び要支援状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行なうものとします。事業の実施に当たっては、地域の医療・保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業者の概要)

第3条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する事業者について

- (1) 法人名 : サンキ・ウエルビィ株式会社
- (2) 法人所在地 : 広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 並川 寛
- (4) 電話番号 : 082-270-2266

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) サービス提供

- ① 営業日 : 年中無休
- ② 営業時間 : 24時間

注1) 通いサービスの提供時間は、6時～21時までとします。但し送迎サービス提供時間は、9時～16時までとします。

注2) 宿泊サービスに関する提供時間は、21時～翌6時までとします。

注3) サービス提供時間は、事前に介護支援専門員により計画された（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画ならびに居宅サービス計画（以下（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画等」とします。）に基づくものとします。

(2) サービス受付

- ① 受付日：月曜日～金曜日
 （祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く）
- ② 受付時間：8時30分～17時30分
 注1）緊急の場合は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取るものとします。

（サービス提供事業所の概要）

第5条 サービス提供事業所の概要について

事業所名	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター呉
所在地	広島県呉市広古新開8丁目34番16号
電話番号等	0823-36-2182
指定事業所番号	0823-76-1136
通常の事業の実施地域	3490500224

（事業所の職員体制）

第6条 事業所の職員体制について

	資格	常勤	非常勤	計	備考 (兼任の有無等)
管理者	管理者研修	1人	—	1人	介護従事者兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	0人	1人	介護従事者兼務
介護従業者	看護師	0人	0人	0人	
	准看護師	0人	2人	2人	
	介護福祉士	4人	2人	6人	
	介護職員初任者 研修修了者以上	3人	3人	6人	
	その他	人	人	人	
事務職員	—	1人	0人	1人	

（事業所の定員及び設備の概要）

第7条 事業所の定員及び設備の概要について

定員	登録定員	29名
	通いサービスの利用定員	18名／1日
	宿泊サービスの利用定員	9名／1日
居間及び食堂	1室（67.0 m ² ）	
宿泊室	1室（10.0～11.0 m ² ）／定員 9名	
浴室	室（一般浴・中間浴・ <u>特殊浴</u> ）	
相談室	1室	
送迎車	3台（中型 台・小型 台）	

（管理者）

第8条 管理者は、当該事業所のサービス従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうものとします。

又、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行なうものとします。

(介護支援専門員)

第9条 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所は利用者の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画等の作成を取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等その他関係機関との連絡・調整を行ないます。

(サービス従業者)

第10条 サービス従業者は、当事業所において看護師、准看護師、介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者その他の従業者であって、利用者にサービスを提供する者としてします。

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画等)

第11条 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するため具体的なサービスの内容などを記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等を作成します。

- 2 介護支援専門員は、作成した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等について、利用者又はその家族に対して、その内容を説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付するものとします。
- 3 介護支援専門員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等を基本とし、利用者の日々の様態、希望などを勘案し、随時適切な通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせたサービスを提供するものとします。
- 4 介護支援専門員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等の作成後においても、常に（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等の実施状況及び利用者の様態の変化などの把握を行ない、必要に応じて（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等の変更を行なうものとします。

(サービス内容)

第12条 サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行なうものとします

- 2 事業者は、原則として、以下のサービス内容区分の中から（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書等に基づき、サービスを提供するものとします。

(1) 通いサービス

通いサービスとは、利用者が当事業所に通い、利用者の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(2) 訪問サービス

訪問サービスとは、当事業所のサービス従業者が利用者の居宅へ訪問し、利用者

の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービスとは、当事業所へ宿泊する利用者に対して行なう、利用者の日常生活動作能力及び意欲向上のために、利用者と共に行なう自立支援のためのサービスであって、夜間及び深夜に入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行なうサービスです。

(4) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、利用者宅から当該事業所間の送迎サービスを提供します。送迎車両には運転手又はサービス従業者が添乗し、必要な介助を行ないます（送迎、移動、移乗動作の介助）。なお、天候や交通事情など諸般の事情により、所定の送迎時刻と誤差が生じる場合があります。

(5) 相談・助言

利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行ないます。

(6) 行政機関への手続の代行

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行なうことが困難である場合に限り、利用者の同意を得て、その手続を利用者に代わって提出することができます。

(サービス利用料金)

第13条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。なお、サービス利用料金表については別紙に記載いたします。

(交通費その他の費用)

第14条 サービス従業者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

2 利用者の選択により、第5条の通常の事業の実施地域を越えて行なう送迎に要した費用は、事業所と利用者宅までの標準的な送迎経路の区間で、サービス提供地域以外の区間での [19円/km]（別途消費税）として計算し、これを燃料代として事業者を支払います。

3 利用者の選択により、第5条の通常の事業の実施地域を越えて行なう訪問サービスに要した交通費は、事業所と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供地域以外の区間での公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費 [19円/km]（別途消費税）、有料道路代、通行料として事業者を支払います。

注1) サービス従業者の移動手段は、地域により異なります。

4 訪問サービスにおける買い物、通院及び外出介助等のサービスを利用する際に係

る交通費は、原則として利用者の負担となります。交通費は、通院及び外出介助の場合、同乗する事業者のサービス従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道のみのサービスの提供であっても、往復におけるサービス従業者分の交通費は、利用者の負担となります。

5 サービスの提供にあたり、以下の費用が発生した場合には、その費用を事業者に支払います。

① 食事提供に要する費用、②宿泊に要する費用、③おむつ代、④その他サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当であると認められる費用。

朝食	309円
昼食	617円
夕食	617円
おやつ	110円
1泊あたり	2,000円
おむつ代	実費

(キャンセル)

第15条 利用者がサービスの利用の中止（以下「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡してください。

2 利用者の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の前日までに連絡してください。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は当日のキャンセルについては、利用者に次のキャンセル料金が発生します。但し、利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は発生しません。

連絡時期	キャンセル料金
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	予定されていた食事に要する費用の一部

3 キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせて請求します。

(支払い方法)

第16条 事業者は、利用実績に基づいて1ヶ月毎にサービス利用料金・その他費用を計算し請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。利用料の支払いと引き換えに領収書を発行します。支払いは下記のいずれかの方法となります。

(1) 金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：漁業協同組合を除く全ての金融機関

(2) 事業者が指定する口座への振込

広島銀行 広島西支店 普通預金 1674396 サンキ・ウエルビィ（カ

(地域との連携)

第17条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、市町の職員又は地域包括支援センターの職員、本サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」とします。）を設置し、お

おむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

- 2 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等、地域との交流を図るものとします。

(事業者及びサービス従業者の義務)

第18条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又はその家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第19条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

(非常災害対策)

第20条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとります。

- 2 事業所のサービス従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知します。
- 3 事業所のサービス従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画などの概要を掲示します。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難など）を年に2回以上行ないます。

防火管理者 増田 直美

(虐待防止のための措置)

第21条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行なう。
 - (4) サービス従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業者は、当該事業所のサービス従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

(成年後見制度の活用支援)

第22条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合の手続)

第23条 事業者は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、次の3原則の全てを満たさない限り身体的拘束（以下「身体拘束等」）を行ないません。

- (1) 切迫性（緊急的に拘束が必要である）
利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 非代替性（他に方法が見つからない）
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - (3) 一時性（拘束する時間を限定的に定める）
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 2 緊急やむを得ない場合の身体拘束は、下記の事項を留意して行なうものとします。
- (1) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行なうのではなく、マニュアルに定める手順に沿って、事業所全体及び事業者で組織的判断を行なうものとします。
 - (2) 利用者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、事前に十分な理解を得るよう努め、同意を得るものとします。
 - (3) 身体拘束実施に関する経過観察記録を作成し、その経過について利用者本人及び家族に対して説明を行なうものとします。身体拘束廃止の観点から、当該記録を検証し、常に解除に向けての検討を行ないます。また解除後においても、妥当性の検証作業を実施し、記録を作成するものとします。

(その他留意事項)

第24条 利用者又はその家族は、第12条で定めた業務以外の事項をサービス従業者に依頼することはできません。

- 2 サービス従業者は、サービスに伴い、医療行為を行なうことはできません。
- 3 利用者の担当となるサービス従業者の選任及び変更は、利用者に適正且つ円滑にサービスを提供するため、事業の管理者が行なうものとし、利用者がサービス従業者を指名することはできません。
- 4 利用者が、担当のサービス従業者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、当該事業所まで申し出てください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、サービス従業者の変更はできません。
- 5 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがあります。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。
 - (1) サービス従業者は、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切預かることはできません。
 - (2) 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫などに保管してください。
 - (3) サービス従業者に対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。
 - (4) 利用者又はその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、サービス従業者に無償で許可するものとし、ます。
 - (5) 面会時間は8時30分～19時とします。

(サービスに対する相談・苦情・要望などの窓口)

第25条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めるものとし、ます。

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情など受付担当者	増田 直美
苦情など解決責任者	増田 直美
受付時間	年中無休 24時間
電話番号	0823-36-2182
FAX番号	0823-76-1136

注1) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情など解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情など解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市 町	受付窓口	呉市介護保険課
	住所	広島県呉市西中央4丁目1番6号

	電話番号	0823-25-2626
	FAX番号	0823-22-8529
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会	受付窓口	広島県国民健康保険団体連合会
	住所	広島県広島市中区東白島19-49
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	受付日時	9時00分～17時00分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)

(個人情報の使用など及び秘密の保持)

第26条 事業者及び事業所のサービス従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保の為必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

(サービスの外部評価の実施状況について)

第27条 当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行なっています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和7年1月23日
外部評価機関名	運営推進会議
評価結果の開示状況	事業所内への掲示、利用者への提示、 市町への提出

別表（（介護予防）小規模多機能型居宅介護）

（サービス利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

1 同一建物居住者以外の登録者に対して行なう場合

	サービス利用 料金/1ヶ月	利用者負担額 (1割)/1ヶ月	利用者負担額 (2割)/1ヶ月	利用者負担額 (3割)/1ヶ月
要支援1	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

2 当事業所は、上記サービス利用料金に以下の金額を加算します。

	加算料金 /1日	利用者負担額 (1割)/1日	利用者負担額 (2割)/1日	利用者負担額 (3割)/1日
初期加算	300円	30円	60円	90円
看取り連携体制加算	640円	64円	128円	192円
	加算料金 /1回	利用者負担額 (1割)/1回	利用者負担額 (2割)/1回	利用者負担額 (3割)/1回
口腔・栄養スクリーニング加算	200円	20円	40円	60円
	加算料金/ 1ヶ月	利用者負担額 (1割)/1ヶ月	利用者負担額 (2割)/1ヶ月	利用者負担額 (3割)/1ヶ月
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(I)	7,500円	750円	1,500円	2,250円
サービス提供体制強化加算(II)	6,400円	640円	1,280円	1,920円
サービス提供体制強化加算(III)	3,500円	350円	700円	1,050円

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	200円	400円	600円
認知症加算(Ⅰ)	9,200円	920円	1,840円	2,760円
認知症加算(Ⅱ)	8,900円	890円	1,780円	2,670円
認知症加算(Ⅲ)	7,600円	760円	1,520円	2,280円
認知症加算(Ⅳ)	4,600円	460円	920円	1,380円
若年性認知症利用者受入加算(介護予防)	4,500円	450円	900円	1,350円
若年性認知症利用者受入加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
看護職員配置加算(Ⅰ)	9,000円	900円	1,800円	2,700円
看護職員配置加算(Ⅱ)	7,000円	700円	1,400円	2,100円
看護職員配置加算(Ⅲ)	4,800円	480円	960円	1,440円
訪問体制強化加算	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	8,000円	800円	1,600円	2,400円

注1) 初期加算は、利用者が当事業所に登録してから起算して30日以内の期間について1日につき上記の料金を加算します。又、30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に30日以内の期間は、上記の料金を加算します。

注2) 看取り連携体制加算は、厚生労働大臣の定める施設基準且つ基準に適合する利用者について、看取り期におけるサービスを行なった場合、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき、死亡月に上記の料金を加算します。

注3) 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に6カ月に1回を限度に加算します。

注4) 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認

知症の状況、その他の心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、それに基づきサービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に加算します。

注5) サービス提供体制強化加算 (I)・(II)・(III) は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に、サービス提供体制強化加算として上記の料金を加算します。

注6) 生活機能訓練向上連携加算 (I)・(II) は、厚生労働大臣の定める施設基準且つ基準に適合する利用者について、自立支援・重度化防止に資する介護を計画及び助言を推進した場合に加算します。

注7) 認知症加算 (I) (II) は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に、利用者が認知症日常生活自立度Ⅲ以上である場合に上記の料金を加算します。

注8) 認知症加算 (III) は、利用者が認知症日常生活自立度Ⅲ以上である場合に上記の料金を加算します。

注9) 認知症加算 (IV) は、利用者が要介護2であって認知症日常生活自立度Ⅱである場合に上記の料金を加算します。

注10) 若年性認知症利用者受入加算は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてサービスを行なった場合に加算します。

注11) 看護職員配置加算 (I)・(II)・(III) は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に、上記の料金を加算します。

注12) 訪問体制強化加算は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合し、登録者の居宅における生活を継続するためサービスの提供体制を強化した場合に上記の料金を加算します。

注13) 総合マネジメント体制強化加算 (I) (II) は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合し、サービスの質を継続的に管理した場合に上記の料金を加算します。

注14) 介護職員の賃金の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合し、指定権者に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、介護職員等処遇改善加算として、以下の割合でサービス利用料金に割増料金を加算します。

	算定	サービス利用料金に割増料金を加算
介護職員等処遇改善加算 (I)	●	14.9%
介護職員等処遇改善加算 (II)		14.6%

3 利用者が本サービスを月途中で開始した場合又は月途中で中止した場合の利用料金は以下の金額となります。

同一建物居住者以外の登録者に対して行なう場合

	サービス利用料金/ 1日につき	利用者負担額 (1割)/ 1日につき	利用者負担額 (2割)/ 1日につき	利用者負担額 (3割)/ 1日につき
要支援1	1,130円	113円	226円	339円
要支援2	2,290円	229円	458円	687円
要介護1	3,440円	344円	688円	1,032円
要介護2	5,060円	506円	1,012円	1,518円

要介護3	7,350円	735円	1,470円	2,205円
要介護4	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護5	8,950円	895円	1,790円	2,685円

- 4 償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、事業者に支払います。この場合には、後日、事業者が利用者に対して渡す領収証及びサービス提供証明書を保険者（市町）の窓口にて提示して承認された後、利用者には、利用者負担額分を除いた金額が払い戻されます。
- 5 本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

事業者は、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について20 年 月 日説明を行ない、利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始、重要事項について同意し交付しました。

同意日及び交付日 20 年 月 日

<利用者> 住所

氏名.....

<代理人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<署名代行人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<立会人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<連帯保証人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<事業者>

サンキ・ウエルビィ株式会社
事業所名 サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター呉
住所 広島県呉市広古新開8丁目34番16号

説明者.....印